

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【6. ひらかた生物飼育部 LABO】

2023年 2月 24日

枚方市長

団体名 NPO法人ひらかた生物飼育部LABO

主たる事務所 〒573-1145

の所在地 大阪府枚方市黄金野1-1-6

代表者氏名 石飛ひなた

担当者氏名

連絡先

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

ひらラボ里山ユースプロジェクト

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等
別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

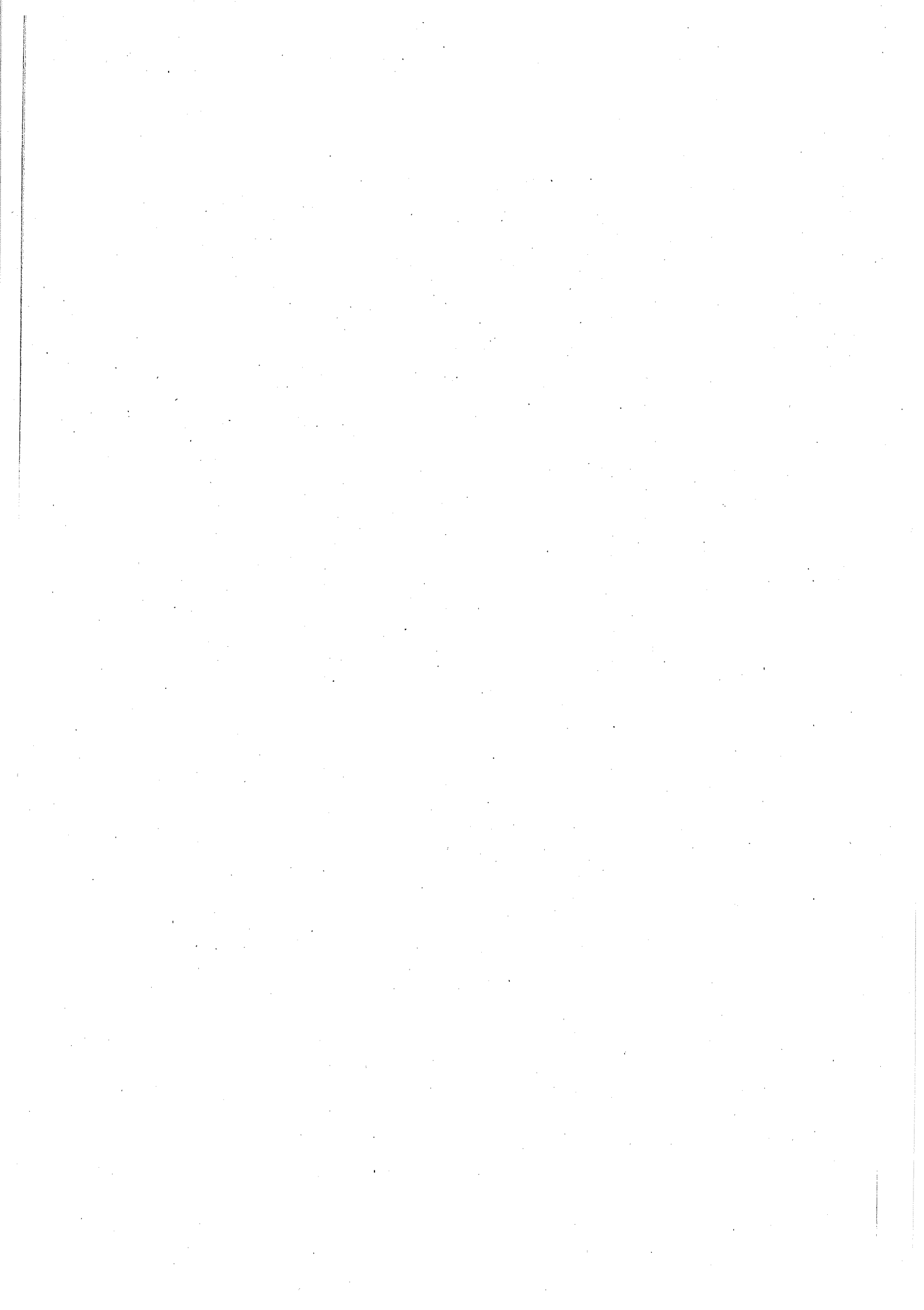
3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 420000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類



事業計画書

団 体 名	NPO 法人ひらかた生物飼育部 LABO		
事 業 名 称	ひらラボ里山ユースプロジェクト		
事 業 実 施 期 間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) R5年 4月 1日 ~ R6年 3月 31日		
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入	<p>(1) 取り組みたい課題 (解決したい社会問題等の現状を記入すること) 枚方市をはじめとする生物多様性の保全</p> <p>(2) 動機・きっかけ (課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 野外生物調査や飼育をする中で、在来種とその生息地の急激な損失を実感し、里山など生物多様性を守ってきた環境を若い世代で残していくための活動を行いたいと考えたため。</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因 (団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 里山里山や湿地の減少と、それに関わる若者の減少。外来種問題等、市民の生物多様性に関する正しい知識や経験の少なさ。</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策 (団体が考える改善策等を記入すること) 若い世代に生物多様性に対する興味を持ってもらい、実際に体験する機会を提供し、生物多様性保全の担い手を育成する。</p>	
	事業実施期間の視点(単年度)で記入	<p>(5) 申請事業の目的 (今回申請を行う事業の目的を記入すること) 若い世代の市民に里山保全活動への参画を促すとともに、耕作放棄水田の活用について提案する。</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 <枚方市民への効果> (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) ・枚方市の未来を担う中高生が里山に触れる機会を提供することで、豊かな教育環境を確保できるとともに枚方市の生物多様性を保全することができる。 ・地域の世代交流の、特に横の繋がりを促進することができる。 ・耕作放棄地が活用されれば、地域の活性化につながる。 ・第3次枚方市環境基本計画の目的達成に寄与することができる。 <確認方法> (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) プログラム参加者にアンケートを実施する。</p>	
			<p>(1) 事業の対象者 (例: 枚方市内に住む10代から20代の人 など具体的に) 里山や生物多様性に興味のある中高生 (今後の進路を考える一助となるよう)。</p> <p>(2) 事業の実施場所 (移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること) 穂谷地区の耕作放棄水田 (枚方市)</p> <p>(3) 事業内容 ・里山や生物多様性に興味のある人を募集し、耕作放棄水田の整備作業や生物調査をスタッフとともに行う。 ・里山や生物多様性についての講義を、大学生や高校生スタッフから行う。 (若者から若者へ)</p>
2. 事業内容等			

<p>3. 実施スケジュール</p>	<p>(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可 4月～：現地の整備・安全確認・説明会などの準備 5月：地元企業連携イベントでの広報 6月：参加者の募集 8月：里山整備体験会の実施 8月～3月：事業成果の集約・整理・次年度に向けた準備</p>
<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(1) 人員体制 (実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること) 里山整備スタッフ 5名 (農学部所属大学生2名含む) 生物多様性講義スタッフ 1名 (農学部所属大学生) 生物調査スタッフ 5名 (生物系専門学生1名、生物系用品メーカー勤務者1名含む) 事務スタッフ 1名 総合チーフスタッフ 1名 (高校生物教諭)</p> <p>(2) 事業対象者の見込み数 (例：参加者●名など現時点の想定人数を記入すること) 中高生20名</p> <p>(3) その他の体制 (寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること) 大阪府立枚方高校生物飼育部 里山の会穂谷 枚方いきもの調査会</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること) ・前身団体である枚方高校生物飼育部との連携を密に行い、他の自然系市民団体や一般企業とも連携していく。 ・市役所や市民活動支援センター主催のイベントに積極的に参加し、より多くの市民の理解を得る。 ・SNSで普段の活動報告を行ったり、身近な生物多様性に関する情報を発信したりすることで、団体への賛同者を増やす。</p>
<p>6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み</p>	<p>穂谷ではこれまで他団体と連携した生物調査や絶滅危惧種の保全を行ってきたが、2022/7から耕作放棄水田をお借りし、荒れて乾燥化の進んだ湿地を蘇らせ水辺の生物が生息できる環境を整えてきた。今後、生物多様性の保全と、穂谷地区の大切な文化である農業とを両立させる『生物多様性保全型農業』の実践の場としてこの場所を活用し、市民(特に若い世代)と里山との懸け橋としての役割を、若い世代の多い団体である我々が担っていきたい。</p>
<p>7. 事業のPR方法</p>	<p>(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること) 各種SNSでの発信、チラシの配布、団体ポスターの製作、地元情報誌へ募集広告を行う</p>
<p>8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定</p>	<p>助成金等の予定 有り (申請中を含む) ・ <input type="checkbox"/>無し (本補助金のみ) 助成金等の名称 () 申請中の場合、申請結果が確定する予定日 ()</p>
<p>9. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など</p>	

事業収支予算書

団体名：NPO法人ひらかた生物飼育部LABO

補助対象事業の名称：	ひらラボ里山ユースプロジェクト
------------	-----------------

事業実施期間： R5 年 4 月～ R6 年 3 月

【収入の部】

(単位：円)

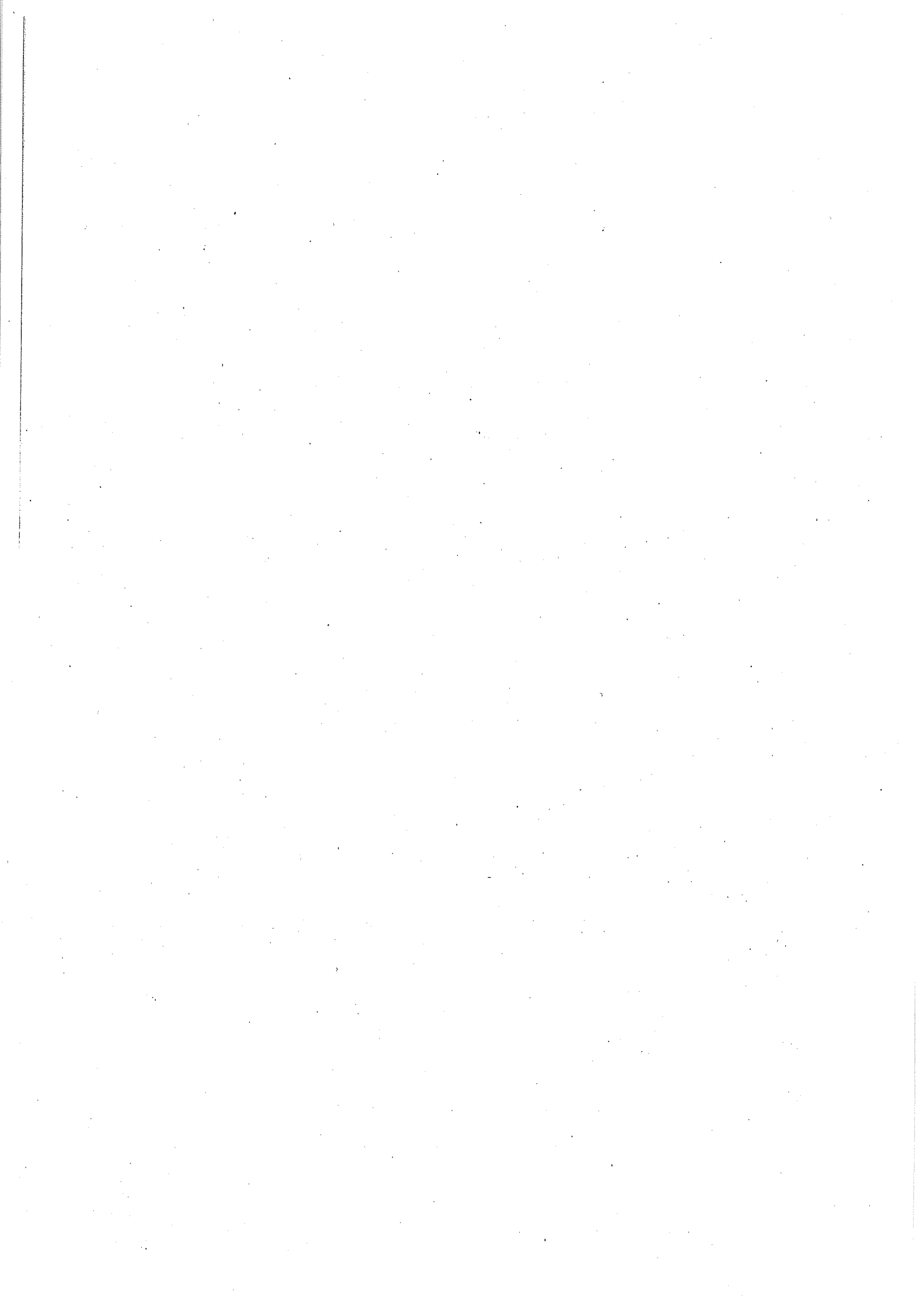
項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般) (A)	300,000	補助金交付申請額 (一般寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	120,000	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	20,000	
合計 (C)	440,000	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)
補助対象経費	記録用カメラ購入費	100,000 デジタルカメラ100,000円×1台
	里山整備用品購入費	195,000 グラフ2,000円×20個、鎌1000円×20個、コンテナ5000円 草刈り機50,000円、テント40,000円×2基
	生物調査用品購入費	40,000 タモ網1,000円×20個、観察ケース1,000円×20
	印刷代	60,000 ポスター3000円×5枚、看板40000円、 のぼり旗1000円×5個
	会場代	5,000 穂谷公民館1日レンタル
	アルバイト人件費	20,000 日額1000円×20名
	レジャー保険代	20,000 100円×20人
小計 (E)	440,000	
補助対象外経費		
小計	0	
合計 (D)	440,000	

- ※1：事業に係る収入はすべて記入してください。
- ※2：収入の合計 (C) = 支出の合計 (D) となるように記入してください。
- ※3：枚方市補助金(一般) (A) は、補助回数により記入可能な金額が異なります。
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)
- ※4：枚方市補助金(団体) (B) は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。
(通知がなかった or 今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)



【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

2021年度事業報告書

NPO 法人ひらかた生物飼育部LABO

I 事業期間

設立の日 (2021年11月9日) ~ 2022年3月31日

II 事業の成果

初年度ということもあり事務所の整備に尽力したが、枚方市・大阪府立枚方高校生物飼育部・ひらかた生き物調査会・田原里山の会・里山の会穂谷と連携し、地域のビオトープ整備・里山調査などの「絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業」を行うことができ、また様々な枚方市内の団体とつながることができた。次年度は枚方市緑化フェスやひらかたファミリーフェスタなどで生物展示(生物や自然環境に関する情報発信・展示事業)を積極的に行う予定である。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 生物や自然環境の調査・研究・飼育事業
 (内容) 大阪府、枚方周辺の里山や水辺、沖縄県石垣島での生物種とその生息環境の調査、
 (実施場所) 枚方市周辺及び日本全国の水辺・里山
 (実施日時) 12/28, 1/3, 1/5, 2/16, 3/27~31
 (事業の対象者) 会員、一般市民、その他環境団体、行政
 (収益) 0円
 (費用) 0円
- (2) (事業名) 絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業
 (内容) 竹林伐採や湿地の保存等、枚方周辺の里山の整備
 (実施場所) 枚方市周辺の里山
 (実施日時) 11/9, 11, 13, 12/19
 (事業の対象者) 会員、一般市民、事業者、行政
 (収益) 0円
 (費用) 0円
- (3) (事業名) 生物や自然環境に関する情報の収集・発信・展示・保存事業
 (内容) 事務所生物展示室等の整備
 (実施場所) 事務所
 (実施日時) 11/28, 12/11, 12/28, 1/7, 1/23, 2/5, 2/26, 3/21
 (事業の対象者) 会員、一般市民
 (収益) 0円
 (費用) 31042円

IV 社員総会の開催状況

第1回通常総会

- (日時) 2022年3月27日 18時から19時
 (場所) オンライン開催
 (社員総数) 12名
 (出席者数) 12名 (うち委任状出席者0名、書面表決者0名)
 (内容) 理事長挨拶、今年度の事業報告と会計報告、次年度の活動計画、

V 理事会その他の役員会の開催状況

第1回理事会

- (日時) 2022年3月27日 19時から20時
 (場所) オンライン開催
 (社員総数) 5名
 (出席者数) 5名 (うち委任状出席者0名、書面表決者0名)
 (内容) 今年度の事業報告と会計報告、次年度の活動計画

2021年度 活動計算書

2021年11月9日から2022年3月31日まで

NPO法人ひらかた生物飼育部LABO
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60000	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄付金		
受取寄付金	247900	
資産受贈益	100000	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4. 事業収益	0	
5. その他収益	0	
経常収益計		407900
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
購入物品	31042	
その他経費計	31042	
事業費計		31042
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
光熱費	479	
支払手数料	247900	
その他経費計	248379	
管理費計		248379
経常費用計		279421
当期経常増減額		128479
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		128479
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		128479
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		128479

2021年度 貸借対照表

2022年3月31日現在

NPO法人ひらかた生物飼育部LABO
(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	28479		
流動資産合計		28479	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物	50000		
土地	50000		
有形固定資産計	100000		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		100000	
資産合計 (A)			128479
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計 (B)			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		0	
当期正味財産加額 (減少額)		128479	
正味財産合計 (C)			128479
負債及び正味財産合計 (B) + (C)			128479

2021年度 財産目録

2022年3月31日現在

NPO法人ひらかた生物飼育部LABO
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
手元現金	28479		
流動資産合計		28479	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物	50000		
土地	50000		
有形固定資産計	100000		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産	0		
固定資産合計		100000	
資産合計			128479
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			128479

NPO 法人 ひらかた生物飼育部 LABO 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人ひらかた生物飼育部 LABO という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、絶滅危惧種とその生息環境の保全に関する事業を行うとともに、地域の人々が身近な自然や生物に触れる活動に関する事業を行い、枚方市周辺及び日本全国の自然環境の保全と地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 生物や自然環境の調査・研究・飼育事業
- (2) 絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業
- (3) 生物や自然環境に関する情報の収集・発信・展示・保存事業
- (4) 民間及び公共団体の生物や自然環境に関する取り組みに対する支援・提言事業
- (5) 各種刊行物の企画・制作・提供事業
- (6) 生物や自然環境の大切さや楽しさを伝える物品の企画・制作・提供事業
- (7) 生き物館、自然体験施設及び生き物カフェの運営に関する事業
- (8) 生き物の販売に関する事業
- (9) その他この法人の目的達成に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)
第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)
第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)
第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び職員)
第19条 この法人に、顧問及び事務局長その他職員を置くことができる。
2 顧問は理事会で選出し、理事長がこれを任命する。
3 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は理事会に出席して法人の活動や運営に助言をすることができる。ただし理事会での表決権は有しない。
4 職員は、理事長が任命する。

第5章 総会

(種別)
第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)
第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)
第22条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(5) 事業報告及び活動決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) 事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項

(開催)
第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法(以下「書面等」という。)をもって招集の請求があったとき。
(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)
第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等を

もって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	石飛	ひなた
副理事長	杉林	直人
理事	井内	愛菜
理事	公文	陽太
監事	葛原	里美

3 この法人の設立当初の顧問は、次に掲げる者とする。

顧問	三井	裕明
----	----	----

4 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年6月30日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。

7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	なし
正会員会費	年額5000円
(2) 賛助会員入会金	なし
賛助会員会費	年額5000円